



平成21年4月から「所得の少ない方への」利用者負担助成が変わりました!

所得の少ない方でも安心して介護サービスが利用できるよう、利用者負担の一部を助成する制度(町単独助成制度)が変わりました。

1 助成の対象になる方

町民税世帯非課税で、次の要件を満たす方

- ①年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ②有価証券、債権、預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③居住の用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に、利用し得る資産を所有していないこと
- ④負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと
- ⑥生活保護受給者でないこと

2 助成の対象になるサービス

- ①訪問介護(予防含む) ②通所介護(予防含む) ③短期入所生活介護(予防含む)
- ④夜間対応型訪問介護 ⑤認知症対応型通所介護(予防含む) ⑥訪問看護(予防含む)
- ⑦通所リハビリテーション(予防含む) ⑧短期入所療養介護(予防含む)
- ⑨小規模多機能型居宅介護 ⑩訪問入浴介護(予防含む)
- ⑪訪問リハビリテーション(予防含む)

3 助成の対象になる費用

助成の対象になるサービスに係る利用者負担【1割(10%)負担】
(食費・居住費・滞在費・宿泊費は対象になりません)

4 助成割合

利用者負担【1割(10%)負担】の**4分の1(25%)を助成**します。
※平成21年度から平成22年度までは利用者負担【1割(10%)負担】の**28%を助成**します。

5 申請方法：担当まで申請書類を提出してください

☎保健福祉課介護保険係 ☎62-9724(内554) ✉h-kaigo@memuro.net

高齢者・介護者の健康相談
家庭訪問

介護予防、認知症予防の
教室・出前講座
の実施

介護の相談
介護サービスの紹介

権利擁護
お金の管理

み～んなまとめて

あいあい21(保健福祉センター)内

地域包括支援センター

でお受けします

場 所：芽室町東4条4丁目5番地5(あいあい21)

(公立芽室病院の北側、薄ピンクの建物です)

電 話：62-0141(直通ですが、夜間・休日は役場警備員を通して対応します)

開 所：月曜日～金曜日(祝日を除きます)

8時45分～17時30分

事前のお約束により、上記時間外や休日の対応も行います。



後期高齢者医療制度(長寿医療制度)のお知らせ

～ 平成21年度の保険料 計算の方法と軽減の仕組み ～

平成21年度の保険料は、平成20年の所得を基に計算します。

ただし、4月分、6月分および8月分の年金から差し引く保険料は、暫定的に平成19年の所得を基に計算していただきます(仮徴収)。

正式な保険料は、支払方法とともに、7月に個別にお知らせします。

年間保険料の計算方法(平成21年度)

均等割 【一人当たりの額】 43,143円	+	所得割 【所得 ^{※1} に応じた額】 (平成20年の所得-33万円)×9.63%	=	1年間の保険料 (限度額50万円)
------------------------------------	---	---	---	-----------------------------

注) 1年間の保険料について

* 月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

例) 8月15日に加入⇒1年間の保険料÷12か月×8か月(8月～翌年3月)=納めていただく保険料

* 100円未満の端数は切り捨てます。

※1 所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。
なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

所得の低い方は保険料が軽減されます

← 一部変わりました!

①均等割の軽減

所得の低い方は、均等割43,143円が次の例のとおり軽減されます。

例)年金収入のみの場合

年金収入		旧)平成20年度の均等割	新)平成21年度の均等割
一人世帯	夫婦二人世帯 ^{※2}		
168万円以下		8.5割軽減後 6,300円	7割軽減後 <u>12,942円</u>
上記のうち被保険者全員が、年金収入が80万円以下で所得が0円		8.5割軽減後 6,300円	9割軽減後 <u>4,314円</u>
-	192万5千円以下	5割軽減後 21,571円	5割軽減後 21,571円 (平成20年度と同額)
203万円以下	238万円以下	2割軽減後 34,514円	2割軽減後 34,514円 (平成20年度と同額)

※2 一方の所得が0円(年金収入120万円以下)の場合

②所得割の軽減

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

例)年金収入180万円の場合

* 軽減判定⇒180万円-120万円(公的年金等控除)-33万円(基礎控除)=27万円<軽減に該当>

* 所得割⇒27万円×9.63%×5割=13,000円

被用者保険の被扶養者だった方は保険料が軽減されます

後期高齢者医療制度に加入する前、被用者保険の被扶養者だった方は、加入してから2年間、保険料が軽減されます。

平成21年度は、均等割が9割、所得割が全額軽減されます。⇒**1年間の保険料4,300円**

☎住民生活課国保医療係 ☎62-9723(内107) ✉h-kokuho@memuro.net